

資料提供

令和8年3月19日
課名 建設産業課
担当者名 田中
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外・下請制限報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故	
措置対象者	商号・名称	別紙のとおり2者
	代表者氏名	
	住所・所在地	
	建設業許可番号等	
指名除外期間		
【事実の概要】 令和7年11月26日、西部農林水産事務所発注の「令和7年度 復旧治山事業 溪間工事 No.1」において、被災者は足場等の解体作業のため、堰堤に立てかけたはしごの最上部まで上り、手を伸ばした体勢で番線を切断していたところ、バランスを崩して落下し、第1腰椎破裂骨折、左橈骨遠位端骨折及び左坐骨骨折で全治約1年程度と診断された。		
【措置理由】 上記のとおり		
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第8号		
【下請制限措置適用条項】 県発注工事における下請負の制限基準（平成14年4月1日制定）第2項		

(別紙)

指名除外等措置対象建設業者及び期間

	措置	商号又は名称	建設業 許可番号	住所又は所在地	代表者	指名除外 開始日	指名除外 終了日	期間
1	指名除外	株式会社横山建設	広島県知事 第670号	安芸郡熊野町萩原8-7-8	横山 隆生	令和8年3月19日	令和8年4月18日	1か月
2	下請制限	有限会社富陽工務店	広島県知事 第25339号	広島市東区牛田東3-1-11	岡島 和宏	令和8年3月19日	令和8年4月18日	1か月